

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会日常生活自立支援事業 生活支援員の就業及び給与等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する日常生活自立支援事業に従事する生活支援員の雇用手続き、就業条件及び給与等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における生活支援員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福祉サービスの利用支援
- (2) 日常的金銭管理サービス
- (3) 利用者のケース検討に係る業務
- (4) その他会長が必要と認める業務

(雇用手続き)

第3条 生活支援員は、本会より推薦を受けた者で、生活支援員研修を修了した者とする。

2 本会が生活支援員を雇用しようとするときは、前項の手続き等が完了したのち、次の書類を提出させなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他会長が必要と認める書類

(雇用期間等)

第4条 生活支援員の雇用期間については、会計年度の範囲内において、雇用の都度、雇用期間を定めるものとする。

2 継続して雇用する必要がある場合は、再雇用することができる。

(服務)

第5条 生活支援員は、本会の定款及び諸規則を遵守し、社会福祉の精神を体し、利用者及び利用者の家族と信頼関係を築くとともに、責任を重んじ、誠実を旨として勤務し、斑鳩町の福祉向上のため、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 生活支援員は、勤務時間中は定められた業務に専念しなければならない。

3 生活支援員は、秘密保持を厳守し、利用者等の情報または秘密事項を自己の担当、在職中かどうかを問わず一切外部に漏らしてはならない。

4 勤務時間中は、身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

(損害賠償)

第6条 生活支援員が利用者の情報や秘密を漏らしたことにより本会に損害が及んだときを含め、故意または過失によって本会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、過失による場合は情状によりこれを減免することがある。

(勤務時間及び休憩時間等)

第7条 勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までの間で利用者の希望する時間とする。

2 休憩時間は、1日の勤務が6時間を超え8時間以下の場合は45分とし、6時間以下の場合は、業務の内容などを考慮し与えることがある。

3 生活支援員は、所定の活動報告書等に記録したその月の活動結果を、その月の末日までに事務局長に報告しなければならない。

(勤務時間外及び休日の勤務)

第8条 業務のため臨時に必要なときは、勤務時間外、又は休日に勤務させることができる。

(休日及び休暇)

第9条 休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

(5) その他会長が別に定める日

2 年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。

3 付与日数は、別表1のとおりとする。

4 年次有給休暇を受けようとする者は、事前に期日を指定して事務局長に申し出るものとする。この場合において業務上支障があるときは、事務局長は、その期間及び日を変更させることができる。

(産前・産後の休暇)

第10条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性の生活支援員に対しては、その請求のあった日から産前休暇を与える。

2 産後休暇は8週間とする。ただし、産後6週間を経過し、医師の証明書を付して就業の請求をした場合は短縮することができる。

(生理休暇)

第11条 生理日の勤務が著しく困難な女性の生活支援員に対しては、その請求により1回につき2日以内に必要な日の生理休暇を与える。

(特別休暇)

第12条 生活支援員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないものと認めるときは、特別休暇を与える。ただし、特別休暇は無給とし、会長は、必要によりその事実を証する書類を提出させることができる。

- (1) 伝染病予防法により交通遮断、または隔離
- (2) 風水震火災、その他の非常災害による交通途絶及び本人の住居の滅失または焼失
- (3) その他、交通機関の事故等不可抗力の原因
- (4) 証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭
- (5) 選挙権、その他公民としての権利行使
- (6) 前各号に定める場合のほか、会長が特に認めるとき。

(各種休暇の届出)

第13条 この規則に規定する各種休暇を受けようとするときは、あらかじめ書面をもって届け出るものとする。

(賃金)

第14条 生活支援員に支給する賃金は、次のとおりとする。

- (1) 基本給 時間給 900円
1時間を越える場合は30分ごとに450円ずつ加算
- 2 賃金の支給は、1日から末日までの分を翌月の15日にその金額を直接または本人名義の預金口座に振り込むことにより支給する。
- 3 前項の支給日が祝日等、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日に近い日に最も近い祝日等、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(交通費の支給)

第15条 生活支援員の居宅から利用者の居宅までの移動及び支援計画に定める支援にかかる移動をする場合は、次のとおり交通費を支給する。

- (1) 公共交通機関での移動の場合は実費
 - (2) 生活支援員が自己の所有する二輪車及び四輪車で移動した場合は訪問1回(往復)ごとに300円
 - (3) (1)及び(2)によりがたい場合は、利用者と担当職員が協議の上決定した額
- 3 交通費の支給は、1日から末日までの分を翌月の賃金の支給日に支給する。

(社会保険等)

第16条 社会保険等の加入については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(労務災害等)

第17条 生活支援員が職務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「全国社会福祉協議会社協の保険」に基づき損害を補償する。

2 補償を受けるべきものが、同一の事由について、「全国社会福祉協議会社協の保険」による保険給付を受けた場合は、重複して補償しない。

(退職)

第18条 生活支援員が次の各号の一に該当したときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を申し出て承認されたとき
- (3) 雇用期間が満了し、契約を更新しなかったとき

2 生活支援員が退職しようとするときは、退職希望日の1か月前までにその事由を記載した願書を会長に提出し、退職決定日までは従来の業務を継続しなければならない。

(解雇)

第19条 生活支援員が次の各号の一に該当するときは、雇用期間中であっても解雇することができる。

- (1) 職務を怠ったとき。
- (2) 勤務成績がよくないとき。
- (3) 業務の運営に支障を来す行動又は行為のあったとき。
- (4) 自己の過失により本会の名を失墜せしめたとき。
- (5) 刑事事件に関係し起訴されたとき。
- (6) 事業が廃止または縮小されたとき。

(事務の引継ぎ)

第20条 生活支援員は、解雇、退職又は長期の休暇のときは速やかに、その担当した業務及び書類、物品等を後任者又はこれに代わる者に引き継がなければならない。

(安全及び衛生)

第21条 生活支援員は、次に掲げる事項を守って、職務に専念しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、職務に支障が生じないように心がけること。
- (2) 衛生管理に努め、生活支援員が感染源や媒体とならないようにすること。
- (3) 生活支援員は、同居人が法定伝染病にかかり、またはその疑いのあるときは、直ちに事務局長にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1

生活支援員の年次有給休暇付与日数表

短時間労働者の週所定労働時間	短時間労働者の週所定労働日数	短時間労働者の1年間の所定労働日数 (週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上									
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日